

矢板市週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、受注者の職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の試行に関する事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 週休2日制工事の対象とする工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除く全ての土木工事とする。

- (1) 工期が1箇月未満の工事
- (2) 緊急対応が必要な工事や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事
- (3) 設計金額が130万円以下の工事

(週休2日制工事)

第3条 「週休2日」とは、次項に定める対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

- (1) 12月29日から1月3日までの期間
- (2) 夏季休暇3日間
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、発注者があらかじめ対象外とする期間

- 3 「現場閉所」とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。
- 4 現場閉所の評価は、次の各号に定める現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）によるものとする。なお、降雨や降雪等の自然的な事象により計画外の現場閉所とする場合、現場閉所する日の前日までに監督員へ報告したときは、現場閉所日数に含めることができるものとする。
- (1) 現場閉所率4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日／28日）以上の場合
 - (2) 現場閉所率4週7休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が、25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合
 - (3) 現場閉所率4週6休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が、21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合
- （発注方式）

第4条 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

競争入札に付す工事のうち、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く工事で、受注者が契約締結後工事着手日（工期の始期日）までに発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議し、発注者が認めた上で取り組む方式とする。

（受注者希望型の協議）

第5条 受注者は、週休2日制工事を実施するときは、工事着手日（工期の始期日）の2日前までに、工事打合せ簿等により、計画する現場閉所率を示した上で、発注者に協議しなければならない。

2 発注者は、前項の協議に対し、その諾否を工事着手日（工期の始期日）の前日までに通知するものとする。

3 協議承諾された計画の現場閉所率は、受注者の責めによらない場合を除き、変更は認めないものとする。

（週休2日制工事の実施）

第6条 受注者は、週休2日制工事を実施するに当たり、現場着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書等（現場閉所の計画及び履行実績並びに現場閉所率の実績の記載があるもの）を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告しなければならない。

2 受注者は、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所の日までに監督員へ報告しなければならない。

（履行実績の確認）

第7条 受注者は、休日取得計画書及び実施書等を工事履行報告書に添付し、月ごとの履行状況を監督員へ報告しなければならない。また、対象期間の履行実績について記載した休日取得計画書及び実施書等を工事完了日までに提出しなければならない。

（発注者の配慮）

第8条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように次の事項に配慮するものとする。

(1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わない。

- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応する。
- (3) 適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責めによらない次に示すような場合により工期の変更が必要なときは、書面による受注者と発注者との協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

第9条 経費の補正は、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、別表第1に示すとおりの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

2 市場単価方式における経費の補正は、現場閉所の履行実績に応じ、別表第2に示すとおりの補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、発注者指定型(4週8休未満)の場合は、補正しない。

3 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

(発注者指定型による発注手続)

第10条 週休2日制工事の対象である工事を発注する場合は、発注者は、週休2日制工事の対象であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

(1) 発注者指定型

経費	補正係数
	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

※ 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が4週8休に満たない場合は、補正分を減額して契約変更する。

(2) 受注者希望型

経費	補正係数		
	4週6休以上	4週7休以上	4週8休以上
	4週7休未満	4週8休未満	
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

※1 受注者希望型の経費の補正は、目標とする現場閉所率によらず、現場閉所の実績により補正する。

※2 受注者希望型の経費の補正の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して変更契約する。

別表第2（第9条関係）

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブ ロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防護網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路附属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02

吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設 置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理 工(ウォータージェッ ト工)		1.00	1.01	1.01